

2018年9月3日

旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器について

電波法関連法令の改正により、一部の ETC 車載器は 2022 年 12 月 1 日以降ご使用できなくなります。

詳細は「[総務省電波利用ホームページ](#)」をご参照下さい。

1. ご使用できなくなる ETC 車載器

- ・ 2007 年以前の技術基準適合証明・工事設計認証(旧スプリアス認証)を受け、製造された ETC 車載器。
- ・ 対象となる ETC 車載器については、車載器メーカーや関係団体のホームページをご参照下さい。

2. よくあるご質問

- ・ [総務省電波利用ホームページ内 Q&A](#)、及び別紙 1「よくあるご質問」をご参照下さい。

3. お問い合わせ先

- ・ 電波法令に関する内容 最寄の総合通信局は別紙 2 をご参照下さい。
- ・ ETC システムに関する内容は別紙 3 をご参照下さい。

※スプリアス規格…必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の強度の許容値に関する規格

以上